

令和2年5月7日提出

令和2年5月市議会臨時会議案

木 更 津 市

令和 2 年 5 月市議会臨時会議案目録

議 案 番 号	件 名	関係部等	頁
議案第 3 0 号	令和 2 年度木更津市一般会計補正予算（第 1 号）	財 務 部	別冊
議案第 3 1 号	令和 2 年度木更津市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	市 民 部	別冊
議案第 3 2 号	令和 2 年度木更津市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	福 祉 部	別冊
議案第 3 3 号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総 務 部	1
議案第 3 4 号	木更津市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	市 民 部	2
議案第 3 5 号	木更津市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	福 祉 部	4

議案第 33 号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 5 月 7 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和 40 年木更津市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項を次のように改める。

- 3 令和 2 年 6 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間において特別職の職員に支給する給料月額、第 3 条各号の規定にかかわらず、同条の規定を適用した場合にその者が支給を受けることとなる額から、当該額に 100 分の 10 を乗じて得た額を減じた額をそれぞれ支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

特別職の職員で常勤のものの給料月額の減額を行うため、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第34号

木更津市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年5月7日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

木更津市国民健康保険条例（昭和34年木更津市条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則を次のように改める。

（施行期日）

第1条 この条例は、昭和34年4月1日から施行する。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

第2条 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

第3条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第4条 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第2条から第4条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用することとする。

提案理由

新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保険の被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する特例を定めるため、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 35 号

木更津市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 5 月 7 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市介護保険条例の一部を改正する条例

木更津市介護保険条例（平成 12 年木更津市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「23, 200 円」を「18, 300 円」に改め、同条第 3 項中「23, 200 円」を「18, 300 円」に、「39, 500 円」を「31, 300 円」に改め、同条第 4 項中「23, 200 円」を「18, 300 円」に、「47, 400 円」を「45, 700 円」に改める。

附則第 7 条中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第 7 条の改正規定及び附則第 3 項の規定は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

（保険料率に関する経過措置）

- 2 この条例による改正後の木更津市介護保険条例（以下「改正後の条例」という。）第 4 条の規定は、令和 2 年度分の保険料から適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（延滞金に関する経過措置）

- 3 改正後の条例附則第 7 条の規定は、令和 3 年 1 月 1 日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

提案理由

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（令和２年政令第９８号）等の施行に伴い低所得者に係る令和２年度の第１号被保険者の保険料率を減額するため、及び地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）による延滞税の割合の特例に準じ、延滞金の割合の特例を定めるため、関係条文の整備をしようとするものである。